

別表第7(第2条関係)

手数料を徴収する事項			手数料の額		
1	東近江市屋外広告物条例(平成30年東近江市条例第18号)第9条の規定に基づく屋外広告物の許可の申請に対する審査	看板、広告板及び広告塔(これらに類するネオン類照明広告物を含む。)並びにこれらを掲出する物件	面積1平方メートル未満のもの	1個につき	440円
			面積1平方メートル以上2平方メートル未満のもの	1個につき	830円
			面積2平方メートル以上5平方メートル未満のもの	1個につき	1,060円
			面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1個につき	2,130円
			面積10平方メートル以上のもの	1個につき	3,100円に10平方メートルを超える部分の面積が5平方メートル増すごとに1,060円を加算した額
2		立看板及び広告旗	1個につき	250円	
3		はり紙(つり下げるものを含む。以下この表において同じ。)	100枚につき	420円	
4		はり札(面積0.15平方メートル未満のもの)	1枚につき	90円	
5		電柱及び街灯柱広告物並びにこれらに類するもの	1件につき	420円	
6		アーチ広告物	1個につき	4,170円	
7		広告幕	1枚につき	420円	
8		アドバルーン	1個につき	1,060円	
9		ぼんぼり	1個につき	90円	
備考					
<p>1 屋外広告物の表示及び当該屋外広告物を掲出する物件の設置の申請が同時にあった場合は、これらを1件とみなして手数料を徴収する。</p> <p>2 屋外広告物の許可期間が1年を超える場合の手数料は、この表に定める額の2倍の額とする。</p> <p>3 はり紙の単位については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。</p>					